

ぐんま食の安全情報

Vol.119

2015年10月発行
編集発行
群馬県食品安全局食品安全課

ぐんま食の安全情報は、食の安全に関する情報を食の安全情報通信員のみなさんを通じてお届けする情報紙です。

情報No. 119 もっと知りたい！！食品表示法

食品衛生法、JAS法※、健康増進法の食品表示に関する部分を一つにまとめ、消費者と事業者の双方にわかりやすい制度を目指した「食品表示法」が施行されました。ただし、以前の制度に基づく表示を認める猶予期間があるため、表示は徐々に変わっていきます。

今回は、この食品表示法についてQ&A形式でご紹介します。

※JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

栄養・保健に関する表示の主な変更点

○栄養成分表示の義務化

これまで、事業者が任意で行っていた加工食品の栄養成分表示が義務化されます。

○機能性表示食品制度の新設

これまで、健康の維持・増進に関する情報を表示できる食品は、栄養機能食品と特定保健用食品（トクホ）のみでしたが、企業の責任で科学的根拠に基づきこれらを表示できる機能性表示食品制度が新設されました。

食品表示法に関するQ & A (栄養成分編)

栄養成分の表示が義務化されるのはどのような食品ですか？

加工食品と添加物の栄養成分表示が義務化されます。

どのような栄養成分が表示されるのですか？

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量（現在：ナトリウム表記）の5成分の表示が義務化され、推奨項目として飽和脂肪酸及び食物繊維が定められました。推奨項目は、消費者にとって表示の必要性が高いことから、将来的には義務化を目指す成分という位置づけです。

どうしてナトリウム量から食塩相当量に表記が変わるのですか？

ナトリウム量から食塩相当量を計算することはできますが、一般に食塩相当量を用いた減塩などの栄養指導が行われていることから、消費者に理解されやすい食塩相当量の表記へ変更されることになりました。

$$\text{食塩相当量(g)} = \text{ナトリウム量(mg)} \times 2.54 \div 1000$$

いつから表示が完全に義務化されるのですか？

表示を変更するのに準備が必要なことから、施行日から5年後の平成32年4月1日からです。

具体的には食品のどの部分に、どのように表示されるのですか？

栄養成分表示（100g当たり）

エネルギー	〇〇kcal
たんぱく質	〇〇g
脂質	〇〇g
炭水化物	〇〇g
食塩相当量	〇〇g

食品の容器包装の見やすい箇所に、左のように表示されています。

食品表示法に関するQ & A (機能性表示食品編)

「機能性表示食品」って、どのような食品ですか？

販売前に安全性及び機能性の根拠となる情報などを国へ届け出て、事業者の責任において機能性を表示した食品です。特定保健用食品(トクホ)とは異なり、国の許可を受けたものではありません。届け出られた情報は消費者庁のウェブサイトで公開され、消費者はその情報を参考に購入することができます。

病気の人か食べても大丈夫ですか？

病気でない方を対象にした食品です。ただし、未成年者、妊産婦、授乳中の方は対象から除かれています。

利用する上で、どのような点に注意したらよいですか？

- たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。パッケージに表示してある注意喚起事項をよく確認して、摂取するようにしましょう。
- 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。なお、商品には、事業者の連絡先として電話番号が表示されていますので、健康被害が発生した場合は必ず連絡するほか、最寄りの保健所に連絡しましょう。

機能性表示食品や特定保健用食品(トクホ)はバランスのとれた食生活とともに利用しましょう！

* ご存知ですか？「食の安心ほっとダイヤル」 *

食品表示に関する質問のほか、食品の安全性に関する疑問や相談を受ける窓口「食の安心ほっとダイヤル」を平成26年4月から開設しています。今回取り上げた疑問以外で分からないことや相談したいことがあれば、下記までお気軽にお問合せください。

いつ相談ができるの？

相談日：月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く)
時間：8:30～17:15

連絡先は？

ふしぶし
電話：027-226-2424
メール：shokuanze@pref.gunma.lg.jp

<相談事例>

- ・消費期限を1か月過ぎたパンにカビがはえないのはなぜ？
- ・串団子の内容量に串の重さは入るの？

食品安全試買検査について

消費者ボランティアの方に同行するなどしていただき、消費者の視点から食品の買い上げを行い、県内に流通している食品の安全性の確認と食品表示内容の科学的検証を目的として平成16年度から食品の検査を実施しています。具体的には、県内のスーパーや小売店で食品を購入し、群馬県食品安全検査センターで検査を行っています。平成26年度の検査で違反食品はありませんでした。

平成26年度の検査結果

<検査件数> 200件
<違反件数> 0件

◆購入店種類

店舗種類	検体数	%
スーパー	141	70.5
直売所	31	15.5
薬店	20	10.0
100円ショップ	8	4.0
合計	200	100.0

◆検査項目

項目	検体数	%
食品添加物	123	61.5
重金属	24	12.0
残留農薬	20	10.0
放射性物質	18	9.0
アレルギー物質	15	7.5
合計	200	100.0

御意見・御感想
お問い合わせは
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁食品安全課
TEL: 027-226-2423 FAX: 027-221-3292
電子メール: shokuanze@pref.gunma.lg.jp